

老人福祉法に基づく各種届出について

小田原市内で地域密着型サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者は、事業の開始、届出内容の変更、事業の休止・廃止をするときは、老人福祉法に基づく届出が必要です。

1. 届出対象事業

介護保険法上の事業名称	老人福祉法上の事業名称
夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
訪問型サービス（総合事業）	
地域密着型通所介護	老人デイサービス事業
（介護予防）認知症対応型通所介護	
通所型サービス（総合事業）	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	複合型サービス福祉事業

2. 届出書類及び提出方法

（1）事業を開始する場合

事業を開始する際は、介護保険法上の指定申請と同時に下記書類を提出してください。

	届出書類	添付書類
老人デイサービス事業以外の事業	老人居宅生活支援事業開始届	①定款 ②勤務形態一覧表 ③管理者等の経歴書 ④事業所の平面図及び居室面積が分かる書類
老人デイサービス事業	老人居宅生活支援事業開始届 老人デイサービスセンター設置届	

(2) 届出内容に変更が生じた場合

次の内容に変更が生じた際は、**変更後1か月以内**に下記書類を提出してください。

① 事業の種類及び内容
② 申請者の氏名及び住所 ※法人であるときは、その名称及び主たる事業所の所在地
③ 条例、定款その他の基本約款
④ 職員の定数及び職務内容
⑤ 職員の氏名及び経歴
⑥ 事業を行う区域 ※複数の区域で行う場合は、事業所所在地の市町村に提出してください
⑦ 施設、サービスの拠点又は住居の名称 ※老人居宅介護等事業を除く
⑧ 事業の種類 ※老人デイサービス事業、老人短期入所事業のみ
⑨ 所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員 ※老人デイサービス事業を除く

	届出書類	添付書類 (※)
老人デイサービス事業以外の事業	老人居宅生活支援事業変更届	①定款、寄附行為 ②勤務形態一覧表 ③管理者等の経歴書
老人デイサービス事業	老人居宅生活支援事業変更届 老人デイサービスセンター変更届	④事業所の平面図及び居室面積が分かる書類

(※) 変更項目に関する添付書類を提出してください。

(3) 事業を廃止（休止）する場合

事業を廃止（休止）した際は、**廃止又は休止の日の1か月前まで**に下記書類を提出してください。

	届出書類	添付書類
老人デイサービス事業以外の事業	老人居宅生活支援事業廃止（休止）届	不要
老人デイサービス事業	老人居宅生活支援事業廃止（休止）届 老人デイサービスセンター廃止（休止）届	

3. 記入上の注意事項

- ①”届出者住所の欄”は、法人の住所を記入してください。
- ②”届出者氏名の欄”は、法人の名称及び法人代表者の職氏名を記入し、代表者印を押してください。
- ③”参考事項の欄（変更、休止、廃止の場合）”は、事業所名を記入してください。